

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 29 年 3 月 1 日 (水) 開会 9 時 30 分
閉会 13 時 38 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①平成 29 年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情 (平成 29 年陳情第 1 号)
 - ②神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情 (平成 29 年陳情第 2 号)
 - ③二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 1 号)
 - ④二宮町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 2 号)
 - ⑤二宮町道路線の廃止及び認定について(町長提出議案第 5 号)
 - ⑥閉会中の継続調査について
4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、柳川委員
二見議長
- 執行者側 ①政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
②都市部長、都市整備課長、道路班長
③～④
町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
⑤町長、副町長、都市部長、都市整備課長、道路班長
- 傍聴議員 7 名
一般傍聴者 1 名
5. 経過

①平成 29 年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情 (平成 29 年陳情第 1 号)

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。平成 29 年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情(平成 29 年陳情第 1 号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について神奈川県保険医協会、知念氏がご出席されている。それでは10分程度にまとめて趣旨説明をお願いする。

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県保険医協会 知念氏)

知念氏

神奈川県保険医協会はこれまでもマイナンバー制度に対して一貫して反対の立場を表明している。患者さんの医療情報という秘匿性の非常に高い個人情報を守る立場、また公的医療制度の運営に携わる立場から、個人情報の漏えい、なりすまし犯罪などの多発、プライバシーの侵害などの危険性の増大、公的な医療や社会保障の給付抑制のインフラになり得るなど、挙げればきりが無いほど問題のあるこのマイナンバー制度に対して反対をしている。制度が施行される前、2015年9月には二宮町議会においても制度の反対または言及を求める意見書を国に提出していただくよう国に陳情させていただいた経験もある。すでにマイナンバー制度は動きだしているのだが、現在も廃止を求める姿勢というものは私どもにはある。この度の陳情は従業員のマイナンバー、事業者に関しては漏えいも防がなくては行けないという過度な負担、責任が押し付けられるということになる。従業員におかれては本人の同意なく勝手に自分の知らないところでマイナンバーが事業者が届くということで、プライバシーの侵害に他ならないと考えている。これが従業員になんの断りもなしに、事業者が届くということで事業者と従業員の信頼関係が損なわれると考えている。自治体業務に目を向けると、マイナンバーの漏えいリスクの増大、もし漏えいした場合の事後対応等多くの問題を抱えることになるのではないかと。先般、静岡県湖西市において2,000名近くのマイナンバーが異なる自治体へ届いた。制度が始まって以来最大規模の漏えいという事故が起きた。幸運なことに個人に対してや民間企業に対してではなく、行政の窓口へ届いたということで、漏えいのリスクというものは最小限に留まったかと思うが、実際にこの通知書は自治体から民間の事業者へ送るということになる。これでもし誤配送等あった場合、今回の湖西市の状況では済まないかと懸念する。総務省のほうでは技術的助言ということで送付方法は普通郵便でよいと各自治体に通知をしていると伺っている。普通郵便で送るというのは漏えいリスクを全く考えてない、あり得ない行為ではないかと考えている。総務省は誤配送やポスト荒らしといったものに対して具体的な対策を示しているかということと全くそういうわけでもない。責任を取ってくれるのかということ決して国のほうが責任を取るわけではない。もちろん郵便局が誤配送をした場合は、郵便局にも責任はあると思うが、ただしそれを普通郵便で送ったという自治体の責任もやはり追及はされてくるだろうと考えている。私が言うまでもなく自治体も十分承知されているのではないかと。事実、東京都内の自治体においては中野区をはじめ、多くの自治体がこの住民税の通知書にマイナンバーを記載しない。ないしは一部をアスタリスクで印字して判別不可能にするといった対

知念氏

こちらの意見書に関して、私どものほうで「こういう意見書を出すので、ぜひご賛同ください」ということで事前に会員一人ひとりに確認という作業は行っていない。あくまで私どもの理事会で決定をして、それを私どもの機関紙である保険医新聞というもので、会員の先生がたにお送りをしている。その上で、反論や、やめておいたほうがいいのではないかとのご意見がある場合には、基本的に事務局に連絡をいただくような流れができています。それで承って反対意見が多ければ、再度理事会に諮り、今回この陳情に関してはどうするか、取り下げるかどうか、という流れになる。今回、協会として陳情を全自治体に提出するということは、事前に1月の段階で保険医新聞で報じている。HPのほうにも掲載をしており、会員の反対意見は今回無かった。

二宮

協会に入っているかたの新聞ということだが、一般の私たちでも新聞に載っていることに異論があっても、色々なところに申し上げるということはありません。二宮町に今回陳情をお持ちになったということで、最後に確認をさせていただく。二宮町内の歯科医師、医師会、開業医のかたから、今回この陳情に対して、ごもっともであるという意見はなかったということであるか。内容的に言葉としてあがってこなかったということか。

知念氏

賛成も反対も、積極的な意見という形でのレスポンスは、二宮町内の開業保険医、私どもの会員である医療機関からはない。

柳川

実際に運用がされて、私も何件かマイナンバーの提出をしている。以前住民票コードがあったがほとんど使わなかった。ところが、今度のマイナンバーカードは、運用が色々なところから求められている。それを書かないと何か発生した時には責任は持たないという文書がついているところもあった。二宮町では1割ぐらいのかたがマイナンバーカードを取得している。今後、反対してどうなるかわからないが、取得した人たちはどういうことになっていくのか。

知念氏

まずカードの普及率というのが1割ぐらいというのは、二宮町だけでなく、全国的な傾向である。カードの申請数が1,200万ぐらい。実際に交付されているのが1,100万枚ぐらい。国民の10人に1人が持っているか持っていない程度の状況にある。この数字をどのように見るかということだが、国は当初1年間で2017年3月末までの段階で、3,600万枚交付すると言った。その3分の1以下の状況になっていることを考えると、制度が全く浸透していない。カードの必要性もないというような国民が圧倒的に多いことではないかと私どもは推察する。実際にマイナンバーカードを持っているからマイナンバー制度に参加しているという、決してそうではない。マイナンバーカードはあくまで12桁の数字が書いてあり、それを何らかのマイナンバーが必要な社会保障や、税の申請の時に本人確

認のために使うということだけである。マイナンバーカードがなくても通知カードと写真付きの身分証明書で申請をすれば、マイナンバーカードを持っているのと同じ効力が発生する。ではマイナンバーカードは何のために必要なのかというと身分証明書になるという。免許証を持っていないとか、パスポートを持っていないとか顔写真付きの身分証明書を持っていないかたにとっては、身分証明書として使えるということ。マイナンバーカードはマイナンバー制度のものと思われがちだが、そうではない。マイナンバーカードにはICチップが入っている。このICチップに公的個人認証機能というものがある。これはマイナンバーと全く関係がないシステムだが、持つことによって公的個人認証というシステムが広がる。

今、コンビニで住民票の交付ができるようなサービスを多くの自治体が始めている。テレビでは「コンビニで住民票が交付できるからマイナンバーカードを取得しましょう」と総務省のCMが流れているが、これは住基カードでもできたことである。住基カードにも同じICチップが入っていたから。ICチップの中に公的個人認証がある。そのあたりのカード＝(イコール)マイナンバー制度という直接的な繋がりがあるようで実はない。しかし、制度がかなり複雑だから、曖昧な形で政府も宣伝をしているという所に、非常に私は問題を感じている。そういった中で1割のカード発行されたかたに対して、二宮町としてどうすればいいのかということだが、カードは、もしマイナンバー制度を使わなかったとしても公的個人認証というものが失われることはないので、そのまま運用されればいいのかと思う。

陳情にも書いたが、何よりもマイナンバーは国税庁としては税務関係書類でマイナンバーを記載させるようなものを現時点では極力少なくするようにしている。これは年末あたりに国税庁のHPに通知が出て、それを見れば明らかだが、本当に少なくなった。物理的にマイナンバーが漏洩しないように工夫をしている。それにもかかわらず、総務省はマイナンバーを書いて一斉に事業者へ送れということを行っている。これはどういうことなのか。二律背反を犯しているのではないかということで非常に問題だと感じている。

柳川

現実的に確定申告の最中である。私も個人事業主としてマイナンバーを求められている。確定申告の時にマイナンバーを持って来いと。先ほどペナルティーがないとおっしゃっていたが、ここで私も持っていかないと。ということは、ペナルティーはないのか。逆に受け付けてくれるほうが求めている。持ってこないと受け付けられないと。その点についてはどういうお考えか。

委員長

柳川委員の質問がマイナンバー制度全体に関わっている所があり、回答がマイナンバー全体の説明に入ってしまう危惧がある。それをうまく受け止め、陳情に対して特別徴収税額の決定・変更通知書に関する所での、回答という形で承りたいと思うが、知念様よろしいか。

知念氏

はい。まず確定申告に関してマイナンバーを記載しなくても、国税庁、税務署は受理をする。求められて、書かなかったことによる罰則やペナルティーはない。これは地方自治事務の立場でも同じであると思う。給与支払報告書、こちらが1月末から各自治体の税務課のほうに届いていると思うが、これにマイナンバーを記載しなくても自治体の担当者は受け付けている。それによつての罰則等もない。今回の住民票、決定通知書に関しても、書かないで給与支払報告書を出されたかたに関しても、結局来年度の住民税は算出できて、報告できるわけで、基本的に自治体の事務でも齟齬はない。問題はないわけである。むしろ私の例で恐縮だが、私はこういう立場なので、保険医協会という事業者に対して私個人のマイナンバーは提出していない。保険医協会は、私のマイナンバーを記載しない状態で給与支払報告書というものを、私が居住している自治体に提出している。それにもかかわらず、自治体は私のマイナンバーを調べて記録をする。私のマイナンバーを記載した通知書を事業者に送ってくる。そうすると、私はマイナンバーの提出を拒否しているにも関わらず、自治体側のほうが勝手に私に何も了承もないまま、送ってくる。これがプライバシー侵害の大きな問題だということである。

杉崎

神奈川県保険医新聞で神奈川県ではこうやってくださいという。全国にはこういう協会があると思うが、全国の動きを教えてください。それともう一つ、特別徴収には載せてくれるなという陳情だが、ところが源泉徴収票には去年と今年でスタイルが変わった。何が変わったかというマイナンバー記載欄である。会計士から全部そこを記入してくれるということで、提出を求められる。うちでは従業員に全部聞いて書いているということであるが、今回の陳情には特別徴収税額決定通知書のマイナンバーだけを載せてくれるなということだが、だったら決定通知書に対しても、その欄を取れとかそういうものも陳情に出したらいかがか。整合性が一貫していないと思うが。

知念氏

まず、保険医協会というものは、全国47都道府県にあり、東京都は医師と歯科医師とで組織が分かれており、合計51協会ある。この中で、この調査を初めて行ったのが神奈川県保険医協会、それに追従するように、他の地域で取り組んでいたり、取り組んでなかったりというようなことになるので、実際に他県の状況は、先ほどの東京しか今のところ入ってきていない。

源泉徴収票、扶養控除申告書、給与支払報告書、これらはマイナンバーの記載欄ができた。これはあくまで事業者が自治体や税務署に対して送付をするというものになる。民から官に提出するものになる。これはあまり多くのかたに知られていないが、個人が従業員の立場で、マイナンバーを事業者に教えなければならないかという、これは所得税法上、任意である。義務は発生していない。教えるか、教えないかは従業員次第である。源泉徴収票や給与支払報告書にマイナンバーが記載されるか、されないかは、個人である従業員、その本人が納得をした上で書いている。その上で提出をしてい

議長 普通郵便の場合、簡易書留にした場合どのくらいかかるか、教えてほしい。

戸籍税務課長 平均的な価格での回答になるが、事業主によって重量等が変わる。普通郵便だと1通205円が目安。特定記録だと365円、簡易書留だと515円程度になる。

課税班長 平成28年度の状況を説明させていただく。総発送件数が4,512件、発送料金については、重さによって金額が変わり、一律205円ではないが、618,750円となっている。特定記録になると普通郵便の約1.8倍、簡易書留だと普通郵便の約2.5倍になると考えられている。

休憩 10時10分

(傍聴議員の質疑：露木議員、渡辺議員、根岸議員、添田議員)

再開 10時47分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

陳情第1号を採決する。陳情第1号を不採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成 善波・桑原・二宮・杉崎・二見 各委員

反対 柳川委員

挙手多数である。よって陳情第1号は不採択と決定する。以上で陳情第1号の審査を終了とする。

休憩 10時47分

再開 11時00分

②神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情(平成29年陳情第2号)

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。神奈川県が立案中の「葛川水系河川整備計画」についての陳情(平成29年陳情第2号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について葛川をきれいにする会、門脇氏と野谷氏がご出席されている。それでは10分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

(趣旨説明：葛川をきれいにする会 門脇氏、野谷氏)

門脇氏

説明については、事務局長の野谷から行う。

野谷氏

県に対して意見書をあげていただき、バックアップをお願いしたい。陳情の要旨である。今、神奈川県は河川法に基づき、工事計画を決める、葛川水系河川整備計画を立案中である。その内容に、子どもたちが水遊びできる葛川へ向け、例えば大岡川、横浜の中区を流れる川であるが、その整備計画のように階段を設置した護岸の整備、高低差に配慮した落差工など、親水化に向けた具体的記述を入れていただくよう県に働きかけをしてほしいということである。

配布資料の6ページである。葛川サミットについて、発足の趣旨であるが、これが平成14年8月12日に決議されている。二宮町もその方向で動いていると思う。我々の願っただけでなく、町民の願っ、3町の願っとしても趣旨は同じ方向を向いていると考えている。葛川をきれいにする会は平成13年10月に発足して、4月で16年目を迎える。清掃活動、水質調査、その他水生生物調査の中で、鮎がいたり、虫がいたということが報告として出されている。

一方、神奈川県が管理する二級河川について、葛川はどちらかといえば整備は遅れている。河川整備基本方針と整備計画、葛川水系についても、基本方針はすでに去年の1月23日に決定している。これはインターネット等で閲覧できる。我々が気づいたのは、去年の11月末頃であった。現在葛川の整備計画を作成しているが、これで20年から30年は基本的に決まってしまう。今まで、親水化に向けた工事がほとんどなされていない。そこで危惧している。願っというのは具体的に絵を書いて、みんなで話し合い、予算が付いて初めて進む。絵も描けない状態で、ただ環境配慮等きれいな言葉を並べるのはだめである。それが、我々の強い願っである。喫緊の問題として、洪水対策を色々なかたとお話しすることもあるが、それも大切なことである。

資料の5ページであるが、気仙沼を流れる、沖ノ田川の記事である。記者は2つの意見を出している。環境や景観に配慮しないところでもないもの。安全が優先、豊かな自然は上流にあるとして評価する声もあるという2つである。どちらとも言えない。新聞の基本的なスタンスがそこで出てくると思うが。私もこれについて、調べてみると、葛川よりもっと小さな川、イメージで言えば梅沢川、周りに家がなく、畑や山が多いところで、このようなものができた。深さは10m、学校の3階建て分の深さである。上から眺めるととても深いところである。ここにわずか3m幅の川ができる。周りの様子を見ると、その地域が相当やられたんだと思う。果たして、ここに本当に必要かどうか疑問に思う。これを引き合いに出し、葛川の洪水対策が必要ではないとは国は言わない。温暖化等で集中豪雨が多くなっている状況の中で、相当の洪水対策は必要。この写真を見ると、ここまでの対策は必要ないと思うが、我々の提案している、遊歩道を作るとか、魚道を作るとか、護岸に階段を作り、座ったり、下に降りたりできるという工事は、大きな工事の中でも、本当にわ

ずかな予算を配慮すれば可能である。その気があれば動く、程度が小さい願いなのかとも思う。洪水対策をしながら、環境配慮の具体化もできるのではないかと考えながら提案している。葛川整備計画に具体的な記述を入れることが、未来の二宮の子ども、町民のための、また第5次総合計画にある、環境と風景が息づくまちづくりの実現に近づくことなのかと思う。例として、色々なかたと話すと、具体的に聞かれるので出したが、次の資料の5ページ、河原橋から新原田橋の約250mであるが、遊歩道の設置や、車いすのかたも通れるようにするなど、新しく、素晴らしいものができるのではないかという夢を持っている。観光資源にもなるのではないか。

陳情項目であるが、県に対し、「葛川水系河川整備計画」に、「魚道の設置」「遊歩道の設置」など「親水化」に向けた具体的な整備内容を位置づけることとし、町議会より意見書をあげていただき、バックアップをしていただければと思う。

<陳情者に対する質疑>

二宮

川に関して、色々なところに花や木が点在しており、これが1つになれば素晴らしい観光資源になると考えている。現在、環境審議会委員として、何とか川にごみを捨てさせない環境が必要であるということを審議会でも伝えている。今回、書面の中で1つ確認を取っておきたい所がある。洪水対策という点、この対策と環境と風景、三位一体となり、同時進行してもいいと理解しているが、それで間違いないか。

野谷氏

それでよいと思う。本格的に子どもたちが遊べるようなため池や、広場を作ったときにどうかと思うところもあるが、現実的ではない。川幅も取れないということもある。実際には、我々が提出したイメージがそのまま全てできるかどうかは置いておき、その程度でしか考えることができないというなかで、お互いが洪水対策とか、遊歩道などが矛盾するものではないということを回答しておく。

桑原

誰でも水遊びができる、安全な川としての親水性と、信用性のある葛川にしたいということは大賛成。特に葛川に遊歩道や魚道を作るということ、自然と向き合える、公共空間が必要だと思っている。しかし、上流で鯉がいないのに対し、例えば魚道を作った時に上り、増加したら、どういった対策を取るのか。

野谷氏

その話をきれいにする会でも話した。私も桑原委員と同じ懸念を持った。そのかたは、なぜ鯉を悪者にするのかということであった。確かにきれいにする会の初期、鯉がいて、葛川の魚を食べてしまったりしていたので、何とかしようと言う人がいた。葛川がきれいになってくると、アブラハヤやヨシノボリ等の子魚が共生している。果たして鯉をそこまで悪者にしていいのか。1984年あたりに二宮町の有志のかたが、せめて鯉の住める葛川にということで放流した。そのことを大切にしないではいけない。鯉はすでに生存権を持っている。

桑原 原田橋のあたりで浚渫をしてもらったことがあった。中井町、二宮町、大磯町で連携を取って、県へ陳情をしたらどうか。

野谷氏 その通りだと思う。二宮町だけでなく、大磯町、中井町との連携は県にとっても影響力は増すと思う。ただ、これは我々が言えるか疑問を持っているが、今ある組織として有力なのは葛川サミットであると思う。県も 29 年の上半期には固めたいということである。連携を取ることが大切である。葛川が整備され、人に親しまれることに向けて我々も連携をしていければと思う。

杉崎 これは県の事業であるが、県への陳情はしたのか。また、桑原委員の話にもあったが、大磯にも同じ陳情、中井にも同じ陳情を出したほうが有効であると思うが、それをしなかった理由は。それと陳情書の理由であるが「今後 20～30 年の…」とあり、「具体的な記述がされないとしたら」となっているが、この状態になった状況があるのか、予測で書かれたのかを教えてほしい。

野谷氏 県にはお願いに行った。池田県議と話して、平塚土木事務所にて話をした。12 月のはじめあたりである。具体的な環境の記述は何も考えていなかったという感触であった。戦略は泥縄式である。これで県に影響を及ぼすことができるはどこか。地方自治法の 99 条もあるが、河川法でも明記されている。県が提案し、パブリックコメントをかけ、最終的に首長の許可を経て決定するということである。町の部分が大きいということで、我々は二宮町民であるので、二宮町に陳情しようということで今回に至った。中井町、大磯町については、そこまでの時間はなく、どういう立場でお願いできるかということもなかった。その中でまったく手つかずの状態である。

杉崎 11 月にお聞きになったということでよくわかった。古澤元町長が葛川サミットを作ったのであるが、会費が 2 万円である。内容についてどこまで話あっているかわからない。期待は持てないが、それしかないかと思う。

＜執行者側への参考質疑＞

善波 私も川の近くに住んでいるので、事情はよくわかるが、整備計画が立案中ということであるので、当然町も具体的な案が出てくれば、動くと思うが、まだ下りてきてはいないのか。

都市整備課長 現在、県から聞いているのは、整備計画の原案を作成し、それを国と協議している段階である。その協議が終わった後、県民へのパブリックコメントと町への意見照会を随時行っていくということをして伺っている。

善波 その辺が具体的に出てくれば、今要望されているような内容で、実現できること、できないことがはっきり出てくると思う。町との打ち合わせの段階で出していただくことが先決であるので、その辺

の情報も早く知って、色々な話を進めたらいいと思う。

杉崎

町としてこの陳情の趣旨に協力する場合、県に働きかける手段はあるか。

都市整備課長

町への意見照会、これしか手法がないのが現状。原案も国との協議中ということで見せていただいていない状況である。

休憩 11時30分

(傍聴議員の質疑：露木、渡辺、一石、根岸各議員)

再開 11時42分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

陳情第2号を採決する。陳情第2号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第2号は採択と決定する。次に、この陳情に関する意見書の作成について、どうするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(異議なしとの声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第2号の審査を終了する。

③二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第1号)

④二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第2号)

委員長

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第1号)、二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第2号)を一括議題としたいが、異議はあるか。

(異議なしとの声あり)

<補足説明>

政策総務部長

配布の資料がある。今回の議案は双方が絡む部分があるので、一括で審議をお願いしたい。また、資料も一括で説明をするので願います。

総務課長

資料の基づき説明(平成29年3月1日総務建設経済常任委員会参考資料)

<一括質疑>

杉崎

議案第1号である。参考資料の2番目、3回を上限として合計6か月の範囲内ということ、連続していないので、何年間の期間

が適用されるのか。

庶務人事班長

現行1回に限り、連続する6か月の期間ということである。今回の改正については、合計6か月という期間は変わらず、6か月間を最大3分割して取れる、1回目が1か月、2回目が2か月、3回目が3か月として、通算6か月となる。こういった取得ができる。

杉崎

そうではなく、例えば10年間かけて取得できるのかということ。

総務課長

1回の介護状態が発生したことに対し、取れる上限は6か月である。したがって、同じ介護対象者に対しては、同じ傷病名である限りは6か月が最大上限である。これは今までも同じ規程であった。今までは連続して6か月という制約があったものを、その制約を取り除き3分割でも取ることができるということである。毎年6か月ということではない。

杉崎

1年目は1か月、2年目も1か月と1年に1か月ごとに取得すれば6年間有効になる。これは可能なのかということである。

総務課長

現状の条例そのものが、連続する6か月ということで、当然分割はできない。単に分割して取ることができることを決めたということなので、先ほど杉崎委員がご指摘のように、1年に1か月ずつ取得し、6年間ということとはできないという解釈になると思う。

杉崎

連続と合計の違いがわからない。狙いは。

総務課長

新旧対照表、第17条の一番下に「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しない」となっているので、6月を超えて、1月ずつ取って、6年間ということとはできない。

休憩 12時01分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再会 12時04分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第1号を採決する。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第1号は可決と決定する。

次に、議案第2号を採決する。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第2号は可決と決定する。以上で議案

第1号、第2号の審査を終了する。

暫時休憩 12時04分～13時10分

委員長 午前中の町長提出議案第1号の審査において、執行者側の発言内容で訂正したい申し出があったので、これを許可することにご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

それでは執行者より説明をお願いします。

政策総務部長 午前中の審議の中で、一部杉崎委員より質問のあった件について、解釈等の誤りがあったので、その辺の訂正および正確な回答をさせていただくので、よろしくお願いします。

総務課長 資料1の新旧対照表をお願いします。2ページ目である。条文は第17条、第1項の下から3行目の部分より説明をさせていただく。

介護休暇については、1番目として「一の継続する状態ごとに」、2番目として「3回を超えず」、3番目として「通算して6月を超えない範囲内で」、4番目として「指定する期間内において」という条件がある。この中で4番目の指定期間内という言葉であるが、こちらが職員の申し出により介護休暇を取得する期間を定めるものであり、指定する期間については複数年にまたがることも可能であるということが確認できた。したがって、要介護者の病状が医師等の診断により、5年間継続するといった見込みがあった場合、指定期間を5年と定め、その中で最大2か月ずつ、3回、合計6か月での取得ができるということである。その点を改めさせていただく。

委員長 ただいまの説明でご理解いただき、ご了承願う。この件については以上である。

⑥二宮町道路線の廃止及び認定について(町長提出議案第5号)

<補足説明>

都市整備課長

具体的な内容について説明をさせていただく。現在、町道認定をしている路線が町内で407路線ある。こちらについては種別分けをしており、1級、2級町道、あとはその他の町道ということで、簡単に申し上げると、国道、県道とあるが、国道と県道をつなぐ道や、国道から入り国道へ出るものなど、幹線道路を補完するものを1級、その1級どうしをつなぐものが2級、それよりも細い道、生活道路等がその他の道路という扱いになっている。昭和40年代に種別分けをし、それ以降、道路整備をする度に追加で認定をさせていただいている。皆さんにお配りした資料5の中に廃止路線網図とあるが、通常、道路を認定する時に、国道や県道など大きな道路はまたがないように認定をしていくものであるが、黄色の線の県道の元町あたりを見ていただくと、県道をまたいで認定しているものもかなりある。これらを認定した時は県道が整備されておらず、旧県道を使用していた。その後、県道整備がされたので、またいでいる状況である。こういう部分の整理

をしていきたいということで、2枚目の認定路線網図を見ていただくと、黄色の線の県道、ピンク色の線の国道1号線をまたぐような町道は無いようになっている。そういった整理をして、今まで1本であったものを2本にしたり、1本の道に見えて、複数の認定をされているところを1つにしたり等、整理をして、今回新たに認定する路線が589本に増える。その他名称について、今までは町道何号線という言い方であったが、管理をしやすく、1級町道については1級町道何号線、2級町道については2級町道何号線という言い方、その他の生活道路については、町道の後に大字をつけることになる。町道二宮何号線、中里何号線という形で整理を図っていきたい。今回一括廃止、認定を議決いただいたら、周知、告示の手続きがあるので、29年4月1日よりこれでやっていきたい。

<質疑>

柳川

我々が使っている農道について、課は違うが、同じ町内で町道と農道の違いはどのようにしているのか。

都市整備課長

管理の区分を分けているのは、実際に農業者が使うかどうかというところが非常に大きい。道路に面して、我々は受益面積というが、耕作をしている畑がどの程度あるかという点で分けている。今回、産業振興課で管理している農道があっても町道番号がついているところもある。ただ、管理上は農業者の方が多く使うということで、農道という扱いで産業振興課が管理している。

善波

町道38号線で例えると、道路の3分の1が二宮で、3分の2が小田原である。名称も町道38号線で行くのか。

都市整備課長

行政境近くは川匂に限らず、色々入り組んでいるところはある。お互いの市町村で協定を持っており、この場所については他市町村の土地であっても、二宮町が管理するという事になっている。中村川を渡ったところに、二宮町の土地があるが、小田原市道として管理されているところもある。今回認定をし直すことで、町道38号線は2級町道の15号線と変わる。国道1号線と1級町道をつないでいるので、2級町道として認定する形になる。

善波

整理することについて、白書を作って管理をすることは行うのか。

都市整備課長

白書は作っていない。その代わりに、道路の場合は道路の認定調書というものを必ず作成しなければならない。今回議案についている表である。

道路の路面の具合等については、今年も少しずつ点検をしており、長寿命化計画を今後作成していくことにはなっているが、一部、点検を始めている。道路だけでなく、道路脇の土手やのりが安全かどうか、道路に被害を及ぼさないかどうかを含め、検討している。

善波

新しく来た人がわかりやすいよう表示をしていくということは考えてないか。

都市整備課長 それは現在考えていない。境界値で判断するしかない。その辺の周知方法は今後の課題だと思う。
現地で表示するのは難しいが、議決いただき、告示ができれば、認定道路網図についてはHPに掲載し、お知らせをする予定である。

杉崎 幅員によっては図面に載せないこともあるのか。認定していない町道もあるのか。

都市整備課長 認定するのに一定の基準があるが、一番大きいのは建築基準法で、家を建てるために必要な道路かどうかということである。細くて、各家庭の入り口が別の道路から取れる場合は認定していないところが数多くある。認定されていない道沿いの土地に建築をする時は、その道に対してセットバックが発生しない。

杉崎 そういう道路は多くあって、把握しているのか。

都市整備課長 認定はしていないが、町が管理をしている道路はすべて把握している。ただ、私道については、あることはわかるが、道路の構造がどうなっているかまでは把握できていない。

休憩 13時28分
(傍聴議員の質疑：小笠原、添田、渡辺各議員)
再会 13時35分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長 それでは議案第5号を採決する。議案第5号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。よって議案第5号は可決と決定する。以上で議案第5号の審査を終了する。

執行者退席

⑥閉会中の継続調査について

委員長 以下2件、閉会中に継続して調査研修を行いたい旨、ご提案申し上げます。

1点目「児童遊園地・子どもの広場について」であるが、平成28年11月に二宮町公園統廃合に関する基本方針が出され、二宮町公園統廃合計画が策定される。この計画が町民意見の反映とともに、資産、財政面からも有効性が図られるよう、調査研修を行うものである。対象は児童遊園地と子どもの広場の計56か所を予定している。

2点目、事業効果の検討についてである。事業の進捗及び、その効果を次年度の予算・決算へつなげられるよう通年で検証していくもの

である。対象は29年度事業から2つである。公園等維持管理運営経費、道路維持管理経費である。この2点を閉会中の継続調査として扱いたい。このことについて、ご意見、ご異議等あるか。

(異議なしとの声あり)

それでは、閉会中の継続調査として、本定例会の最終日、追加日程として議長に申し入れをする。これを持って本委員会に付託された案件の審査を終了する。お疲れ様でした。

閉会 13時38分